

令和3年第6回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和3年12月15日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	税務町民副課長	山口龍也
副町長	益田富啓	健康福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
まちづくり課長	野田昌志	こども未来課長	内藤智之
まちづくり副課長	中村和也	こども未来副課長	的場哲也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

- ①一般質問
- ②大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ③大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ④会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長 皆様、改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員12名、したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和3年第6回大木町定例会3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。

小島裕司議員。

小島裕司議員 小島でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

まず、今回は自治会組織について、全般的なことでお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、今現在、各校区コミセンを中心に自治会移行への準備、行政区への説明が行われていると思います。これまでの議会への説明では、7月に全員協議会が出された区長会役員への提案スケジュールを示されましたが、現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

続けて、校区ごとに校区協議会を設立しておりますが、具体的にどのような形で協議会ができているのかを伺いたいと思います。また、自治総合計画の基本構想の中で、校区づくり協議会を設立し、運営が整った地域から校区づくり計画の策定に向けた取組とありますが、具体的にどのようなものを伺いたいと思っております。

3番目に、令和2年12月議会で馬場議員の一般質問の中で、副町長の答弁で、自治会への移行は強制ではございませんとありました。自治会組織づくりはあくまでもお願いなので、いろいろな事情により立ち上げが困難、または拒否された地区への対応はどのようにされるのか。これも、令和2年12月の議会で馬場議員の一般質問の答弁の中で、自治会への移行が進まない地域につきましては、丁寧に地域へ出向いて説明をし、ご理解をいただいた上で、必要な支援を行っていきたいとあります。現在、自治会への移行へ賛同する地域はあるのか、どうしても困難な地域への対応は、また交付金等いろいろな面での地域格差が出るのではないのでしょうか。

また、この中で、令和4年度で自治会活動への施行として町との業務委託締結交付金事業とありますが、自治会へ進まない地域への交付金はどうなるのか、地域格差が出るのではないのでしょうか。

4つ目に、今までの自治会移行への説明で、再三地域力が落ちていると説明されてあります。具体的に行政が把握している地域力低下の部分は何なのか、具体的に説明を求めたいと思います。

5番目に、活動事業計画の中でスクラップ・アンド・ビルドと財政の効率的な運営を図るとありますが、今までつくることは聞いていますが、壊すものは何なのか、具体的なものを伺いたいと思います。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長　11番、小島裕司議員の一般質問にお答えします。

まず、1つ目の自治会移行の進捗状況についてでございますが、7月に全員

協議会のほうでご説明しましたスケジュールに沿って進めさせていただいております。6月末から7月上旬に校区別に行いました区長会説明後、ほぼ全地区の区長と個別協議を重ね、現在は行政区ごとに役員会及び住民説明会を開催しています。特に9月末で新型コロナの緊急事態宣言が解除され、各地区での役員会や住民説明会が本格的に動き始めており、その割合は約8割となっております。大溝校区は21行政区ありますが、そのうち20行政区、木佐木は16行政区のうちの12、大莞は12行政区のうちの9というような状況でございます。

早い地域では、令和4年度スタートを目標に準備を進めさせていただいており、役員体制や規約、事業計画、予算等協議を重ね、臨時総会の開催を決定している地区、あるいは住民説明会を実施した上で、検討委員会やプロジェクトチームを設置して進めている地区、役員会を重ねながら進められる地区、地区の便りなどで状況を説明されている地区など、進め方は地区において様々でございます。いずれの地区におきましても、地区の実情を踏まえ、校区担当職員が地区に寄り添いながら進めさせていただいておるという状況でございます。

次に、2つ目、校区づくり計画についてのご質問ですが、まず校区ごとの協議会の設立については、現在のところ、設立できている校区はございませんが、活性化委員会等の名称で既に活動は行われており、協議会の母体となる組織は各校区に存在していると認識をしております。

次に、校区づくり計画の進捗状況については、コロナ禍で集まって協議できる場面をセッティングすることが困難であったほか、自治区移行と同時進行となり、区長の皆様に対して負担を強いるおそれがあるというふうに判断をしまして、本年度については自治会移行に集中することとし、校区づくり計画の策定については来年度に取り組んでもらう方向で進めております。

校区づくり計画の具体的な内容につきましては、それぞれの校区において検討されることとなりますが、基本的な役割のイメージとしては、単独の地区だけでは解決できない困り事を校区単位で解決して住み続けられる地域にしていくとともに、校区全体を活性化していくための活動主体と考えております。

具体的なものとしては、買物支援や移動支援、青少年健全育成事業のほか、地域を活性化するための交流イベント等の開催などを想定しております。当初から一度にがちとしたものをつくる目的ではございませんで、徐々に地区のほうで目標を定めていただければというふうに考えております。

次に、3つ目の自治会移行が困難、または拒否された地区への対応についてですが、私どもとしましては、区長の皆様方にしっかりと寄り添いながら、どのような点に納得が得られないのか、どういうところに問題があるのかを丁寧に1つずつ解消しながら進めているところでございます。令和5年度には全ての地区が自治区に移行していただけるよう、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。しかしながら、地区の実情などにより、どうしても移行できないところがあった場合につきましては、引き続き自治区移行に向けて支援をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、地区にお渡しする交付金についてですが、自治区移行にこだわらず、区長報償費相当額を含めて一括交付金として地区に交付することを予定しておりますので、この点については地域格差は発生しないというふうに考えております。

ただし、自治区に移行した地区に対してのみ3年間を交付期限とする自治活動推進費（1世帯当たり1,500円）を予定しておりますが、その創設を予定しておりますので、移行できなかった地区においてはこの補助金を受け取ることができないということになると思っております。

次に、地域力についてでございます。

今後、確実に進行していく人口の減少、高齢者や単身世帯の増加、さらに気候変動による災害が多発する中で、最も重要な役割を果たすと言われているのが地域の力——人とのつながり、助け合いの力というものでありまして、これの弱体化が危惧されておるといような状況でございます。

近年、住民の自治意識が希薄化し、このままでは地域の結束力も弱まってくることが懸念されております。また、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加などにより、個人や家族だけで解決できない問題もますます増えてくることが予想されます。一方で、共通した地域課題となっているのが役員の成り手不足、役員の負担感、行事を行うにしても役員も参加者も同じ顔ぶれというようなものでございます。このような課題、つまり地域力の低下を解決につなげていく第一歩が、地域住民の皆さんが当事者意識を持つことであり、そのための受皿が自主的、主体的な自治組織ではないかというふうに考えております。いざというときに頼れる人がいる、自分たちの地域は自分たちで守る、そんな一つ一つの積み重ねが日々の暮らしの安心につながるものと考えて、自治区移行を推進しているところでございます。

最後に、活動・事業計画の中でのスクラップ部分についてのご質問についてです。

今年度から、自治総合計画の中で政策・施策にひもづけて整理した活動・事業計画を毎年、評価点検を行って棚卸ししましてブラッシュアップさせることで、着実に政策・施策の目標達成に近づけていくという自治総合計画の運用に当たってのトータルシステムの施行を始めました。今年度においては、11月に棚卸しされる全ての事業についての総チェックを行いまして、改善に向けて検討を申し合わせたところでございますが、具体的なスクラップ部分について

は、これから新年度予算の積み上げ作業を行っていく段階で明確になってくるものというふうに考えております。現時点で特に見直しが必要と判断している事業項目については、例えば行政区の自治会移行に向けて担当部署ごとに予算化していた報酬や各種補助金を一括交付金として整理することとしております。ですので、その部分でスクラップする部分が出てくるという判断をしております。

さらに、消防団の再編に伴った消防設備導入の見直し、サロン活動等福祉施策に対しての社会福祉協議会との調整や町立保育園の休日保育事業についても効果的な支援の方法等について再検討する必要があるというふうに判断しているところです。いずれにしても、新年度予算の説明に併せて3月議会で確認させていただくことになるというふうに思います。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の自治会移行の現在の進捗状況についての再質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　副町長、ご答弁ありがとうございます。

自治会移行への現在の進捗状況で再質問させていただきたいと思います。

最初に、区長会役員会と議員数名による自治会説明会が行われたとき、また令和2年12月定例議会の一般質問の中でも自治会という名称にはこだわらないとありましたが、いつの間にか自治区に統一されたと聞いております。いつこのように変わったのか、理由の説明と経緯の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小畠裕司議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

当初につきましては、町のほうとしましても、自治会については各地区のほうで独自に主体的につくっていただく組織ですので、名称についてもこちらから指定するものではないというふうに判断をしておりました。ですが、区長への説明会を開催していく中で、区長さん方のほうから自治区という名称に統一したほうがいいのではないかというようなご意見が出されまして、内容的には今行政区長ということで区長という名称で呼ばれておるものが、次は自治会となって会長と呼ばれるとそういう違和感もあるし、どこの会長かと言われたときにぴんとこない。それを自治区ということで名称を統一すれば同じような形で区長という名称が継続できるのではないかと。いろんなところで今まで区長という取扱いをされておったところがスムーズに移行についても進むのではないかとというふうなご意見をいただきまして、区長会の中で協議をさせていただいて自治区で統一させていただく方向で進めさせていただくということになった状況でございます。

以上でございます。

議長 それでは、1点目について最後の質問、3回目の質問ございますか。

小畠裕司議員。

小畠裕司議員 そしたら、区長会との説明会等の中で自治会等ではなくて自治区と、今までの要するに区長さんという名称が使いやすいのでというお話だったかと思います。となると、その自治というのを必ず使わなければいけない

んでしょうか。今までその行政区の区長さんという呼び方をされてあったんで、例えば私、大角東なんですけれども、大角東区でいいんでしょう。その自治というのを必ず使わなければいけない理由というのは、なかなかよく分からない。これも12月定例議会のときに、行政の方々は自治というのは非常に言葉遣いとして慣れていらっしゃるかと思うんですけれども、一般町民とすれば自治というのは何なのかというのがなかなかぴんとこないんですよ。だから、なぜ行政区のまんまじゃいけないのか。そもそも論になってしまう話なんですけれども、自治会となると会費を集めますよというふうになかなか理解できるんですけども、わざわざ自治区に統一するんであればじゃ今までどおりの大角東だったら大角東区でいいんでしょうと。なぜ大角東自治区と自治というのを必ず入れなければいけないのか、その理由がよく分かりませんが、そこをもう一度ご説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小畠裕司議員の再質問にお答えしたいと思います。

今までの行政区と今回移行をお願いしています自治区、そもそも行政区というのは役場からのいろんな業務をスムーズにやっていただくために行政のほう、町のほうから行政区というエリアを指定してそこに区長さんをお願いしているような業務のお手伝いをさせていただいておったというような状況がございます。ですから、町からの設定で行政区というような取扱いをしておったと。ただ、今回については、自分たちも自主的な組織として結成をしていただくということです。ですので、根本的に組織のつくり方の基本的なところがちょっと違うというふう考えております。

自治区ということで、自治の名称が必要なのかどうかと。名称ですので、必ず必要かと言われればそういうわけではありません。ですが、今回から要するに自分たちで自分たちの地域を活性化させていこうという自主的なという意味合い、自分たちでこの地域を守っていくんだという意味合いからすると一般的に、全国的に自治会という自治という名称を使われてその意識の確認を取ってあるところが多いというふうに判断しておりまして、今回についても自治という名称を入れることで自分たちで地域をつくっていくんだという、今回の一つの切替え、組織をつくり変えたというところで意識的にそういう名称をつけるということについては目的をはっきりさせるという意味でよろしいのではないかとこのように私自身は考えております。

以上でございます。

議長 次に移ってよかですか。

それでは、2点目の校区づくり計画についての再質問でございますか。小畠裕司議員議員。

小畠裕司議員 先ほどの副町長の答弁なんですけれども、自治という言葉を使って町民の意識向上を高めていこうという狙いがあるって自治というのを使っていくということで認識させていただきました。

続いて、2番目の各校区づくりの話なんですけど、各校区ごとの協議会ができていない、または別なものがあるということで認識されてあるということだったんですけど、校区づくり計画の策定指針の中で、校区ごとに協議会を設立し、校区組織等自治会、活動団体などの母体を計画に取り組みますとあります。考え方として、まず大木町があり、その下に校区協議会があり、下部組織として

各行政区、自治会等があるのではないかと考えております。校区協議会の目的、またどのような組織になるのか、何をやるのか、具体的なものを示さなければ各行政区を自治会に移行を進めていても地域の自治で何を求められているのかがよく分からないのではないかと。住民の方々も非常に困惑されているのではないのでしょうか。協議会の具体的な組織、権限等があればお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小嶋二議員の質問にお答えしたいと思います。

協議会の今回小学校区ごとに協議会を組織していただきたいということをお願いをしているところでございます。既に地域それぞれのところで活性化協議会ということで活動されている状況はございますが、次の段階でちょっと考えておりますのは各自治区、それぞれの自治区のところで対応ができないような、あるいは一緒にやったほうが効果的な活動というのが生まれてくるというふうに思っております。先ほど申しましたように、子供たちの見守り活動とか、それぞれの自治区でも行われておりますが、その校区単位ぐらいで行うほうがより活動がスムーズにいくのではないかと。見守り作業についても、お年寄りのサポートにしても校区単位でやるのが非常に効果が見込めるというものが出てくるのではないかと。いろんな社会が非常に難しくなってくる中で、これから先のいろんな課題に対応していくのに少し広いエリアで取り組んだほうがいいんじゃないかというものに対応できるように校区単位での集まりをつくったほうがいいんじゃないかというふうに考えておるところです。

校区協議会がその自治区の取りまとめ役という捉え方ではありませんで、同

等の同じような立場の中で自治区でできることは自治区で基本的にやると。ただ、それをまとめてやったほうが効果が要するに自分たちの取組が活発になるというものについては校区単位で考えていただくというような形で考えているところです。地域について、これから地域活動、地域コミュニティーをどう育成していくかが課題になってくるというふうに思っています、それを活発に取り組めるような組織というのはやっぱりいろんな場面で複合的に出来上がっているほうが活動自体はスムーズに行くのではないかとというふうに考えてのことです。

それで、校区協議会の権限というような話もありましたが、権限とかということ町の方から指示してここに権限を持たせなさいというようなことは考えておりません。それぞれの校区単位でいろんな活動団体あるいは自治区の代表者の方、いろんな方が集まっていたいて、そこでどういうふうな活動をやっていくかということ話合いをしていただく場をまずつくっていただく。そこで出てきた意見をまた自治区なり、あるいはそれぞれの活動団体に持ち帰っていただいて一緒になって取り組んでいただくということが基本になるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

議長　それでは、校区づくりについて3回目の質問でございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　すみません。私、頭が悪いので、なかなか今の答弁で理解し難いところが非常にあったんですけれども、地域でできないこと、各行政区でできないことを皆さんで寄り集まって各校区の協議会でやると。ぴんと来るの

が、やはりハード面、じゃ道路がどうかとか、クリークがどうかとか、各行政区でクリークも、つまりもう行政区とつながっていたりしますんで、道路もつながっていたりとかしますので、各行政区ではできないことがその校区協議会で話し合われるのかなというふうに考えていたんですけども、どうも今の副町長の答弁だとそういうのではなくて、例えば祭りをやるんで各ちっちゃい行政区じゃできないので皆さんで集まって祭りやったらどうかというようなお話なのかどうなのか。それが協議会で話し合って、また各行政区に持ち帰ることができるかと思います。ただ、ハード面でいくと、それから先じゃどこに行くのかと、校区で取りまとめて、じゃこの地域が水害やっていますよね、そしてそれを町に上げていかないかんですよね。じゃそうしたときに校区協議会の誰かが中心になって話合いを持って町のほうに上げていかないで成り立っていかないと思うんですよ。皆さん平等で、それは確かにいいかもしれませんが、祭り事の話ならそうかもしれませんが、ハード面での事業というのはそこでは話し合わないということが前提なんじゃないでしょうか。そこだけ確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小島裕司議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的に自治区で取り組むべきこと、協議会で取り組むべきこと、あと行政が取り組むべきことがやっぱりあるというふうに思います。ハード事業につきましては、やはり資金的なものが必要になってきますので、行政が取り組むところで整理をすることになるというふうに思います。ただ、そこで自治区のほうからこの部分を整備してくれという意見が出てくることもあれば、協議会の

ほうで校区でもう重要な部分だからここは一体的に整備してもらわなければならないということもあるというふうには思います。その部分については、それぞれの組織と行政が協議をさせていただいて進めていくというふうになるというふうには思っています。

ですから、ご質問のハード面をこの協議会のほうで担当していくというようなことは手法としては考えておりませんが、主にソフト面、やっぱりお互いの支え合う体制をどう取るかということが課題になるというふうには考えておりません。

以上でございます。

議長　それでは、次の点に移ってよろしいですか。

それでは、自治会移行ができなかった地区への対応等ということで再質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　自治会移行への困難な地区についての再質問なんですが、地域格差はないという答弁だったんですが、その中で、昨日のまちづくり課長の答弁と少し食い違いがあるのではないかと感じていたところでした。地区にお渡しする交付金については、自治会移行にかかわらず区長報酬費相当額を含めてとあります。この中には、自治活動費も含めて一括交付金として地区に交付すると理解しておりましたが、私の理解不足なんではないでしょうか、いま一度よく整理をされてお答えしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長　暫時休憩しましょうか。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開します。

答弁を許します。益田副町長。

副町長 小畠裕司議員の再質問にお答えしたいと思います。

先日、原田議員のときにお話をしておりました今まで各担当課からそれぞれに報償費なり補助金なりを地域のほうに交付をしておりました。それをまとめて一括交付金という形で以後交付するような形を取りたいということでお話をしておりました。この一括交付金の名称が自治振興交付金ということで、これについては、自治会に移行されようとされまいと同じような形で交付をするということについて考えております。ですが、自治会に移行がされた地域に対して3年間を交付期限とする自治活動推進費という別の交付金をつくりたいということで考えております。これにつきましては、昨年度の区長さん方との意見交換の中でやっぱり自治会に移行するということに対して何がしかの支援策を講じてほしいというようなお話がございまして、町としてもやはりこれから先地域コミュニティーを活性化するための投資的なこととして今回必要じゃないかというふうに判断しまして、新たな推進費というものを設定させていただいて予算化をしていきたいというふうに考えておるところです。

最終的には、予算の審議については議会での審議事項になるというふうに思っていますので、その点についてはよろしくご判断をお願いしたいというふうに思

っております。

以上でございます。

議長　それでは、自治移行ができなかった地区の対応等ということで3回目の質問でございますか。小畠裕司議員。

小畠裕司議員　自治活動推進費ということで、これは区長会に説明された分で、昨日原田議員の一般質問の中で参考資料として頂いた分もあるんですが、この中で令和4年から令和6年の3年間のみというふうになってあります。だけど、やっぱり地域の実情においては令和4年度から自治会がスタートできるところ、それから令和5年度からスタートできるところ、先ほど言われました成り手不足とかがあってどうしてもできないところ。例えば、令和7年度にスタートできましたよ、この自治総合計画を見ても令和9年度までですか、7年間のうちに自治会組織をきちんとつくり上げたいと。中身を見ても令和5年度で100%という目標を掲げて上げられてありますが、それにやっぱりどうしても間に合わないところ、地区もあるかと思います。

1つ確認なんですけれども、この自治活動費、令和4年から令和6年の3年間のみ、じゃ来年スタートできるところは3年間の交付金がもらえるんですけども、じゃ令和5年度からスタートしたところは2年間しかもらえないのか。令和6年度からスタートしたところは1年間しかもらえないのか。これは明らかに地域格差が出る話ですよ。だから、世帯数が多いところで成り手が非常に多いところはぱぱっとできるかと思います。だけど、できない地域についても、それは何らか、先ほどから地域住民に寄り添っていく寄り添っていくと言われてありますが、できないところはもうすぱっと切ってできる場所にしか

あげられませんよというようなお話なんですか。そこをもう一度確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

自治活動推進費について、3年間ということをお話をさせていただきました。原田議員が提出された資料については、区長会に当初の段階に出しておいた資料ですので、この段階からちょっと変わっておりまして、令和7年度までの3年間と。要するに5年度に100%を目指しておりますので、5、6、7という3年間については必要だろうということで判断をしまして、自治活動推進費については7年度までで打切りをさせていただきたいというふうに考えております。遅れたところについてずっと保障するということになると、やはり町の計画自体も後年度までどれだけの期間をもって推進していくかということがやっぱり計画的に進めていく必要があるというふうに思っています。5年度までに町としましては100%自治会に移行させていただきたいというふうに考えておりますので、そこまでに支援を集中して行いたいと。それから5年度に移行された後3年間は推進費について確保していきたいというような考えでございます。

以上でございます。

議長 一言何かあるか。小島裕司議員。

小島裕司議員 すみません、規定回数を過ぎておりますけれども、今のお話

だと1年間延びたということで、先ほど私が聞きました、じゃ来年からスタートできるところ、再来年からスタートできるところ、令和7年度までという話なんで3年受けられるところ、2年受けられるところ、1年受けられるところというふうに差が出るわけですね。明らかに地域格差が出るお話なんですよ。インセンティブを与えてやってくださいよという話、それは十分行政のほうからすれば分からないことはないかと思います。計画が先にあって、それに各住民の皆さん合わせてくださいよという話なんでしょうけれども、それは何か個人的には住民に非常に寄り添っていない施策だと思うんです。まず住民の合意が取れて町の計画をどうやって進めていこうかという方向性じゃないのかなと。自治総合計画はそうだと思うんですけれども、そこら辺はもう一度、町長、副町長を含めたところで考えを改めさせていただいたらいいかなと思います。町長の答弁は要りません。意見でいいです。

議長　それでは次に、地域力の低下の具体的に何かというところに質問をお願いします。

小島裕司議員　すみません、町長、あと5分しかありませんので、町長の意見を聞くところはなかなか難しいかと思っております。

地域力の低下でお答えいただいたことを理解しようとするすると、人口減少もしくは高齢者などで地域のつながりの弱体化が危惧されると。まだ弱体化していないよねというのが私の認識なんですけれども、役員の成り手不足が地域の課題と言われておりますが、自治会移行したら役員の成り手が増えるのでしょうか。各行政区で組織してある状況を確認したところ、子ども会・育成会は全行政区組織済みです。老人会がないところは4行政区、町有水路管理委員会が

ないところは2行政区、自主防災組織は全行政区組織済みです。いきいきサロン31行政区設置済みです。大木ささえ隊全行政区組織済みです。地区別分別収集の実施地区は4行政区、実施していない地区が4行政区、以上のような状況の中で、どのような活動を実施されているかまではちょっと把握できておりませんが、各行政区ちゃんとできていると思うんですよね。どこをどう拝察されて地域力の低下と判断されているのか、住民の方々は何が足りないのか不安に思われていると思います。これ何が足りていないんでしょうか。

昨日、中島宗昭議員の質問の中で祭りの話が出てまいりました。大木まつり、これは商工まつりと農業まつり合わせて一本化して行政主体で実行委員会を立ち上げてコンセプトを高めてルールづくりを決めて行った結果、うまくいかない。また、商工会青年部が行っている掘んぴつく、もともとこれアクアスの入館者を増やすためによどまつりを開催したのが初めです。ここにおられる野口裕子議員のご主人がアクアスの入館者を増やしたいということで発足されたものかと思います。だから、いつの間にか道の駅で開催されるようになり、町からの資金も頂いているような状況です。

このような過去の祭りを見てみますと、個人的な見解で申し訳ないんですが、行政が入ると絆が分断されているんですよね。そういうふうに思います。だから、地域力の低下を言われてありますが、自治会組織をつくって地域力がアップするのか甚だちょっと不安に思っているところでした。何がどう地域力が欠けているのか、もうちょっと具体的に説明を願えたら、各行政区の区長さんなり住民の方々は、あ、ここが落ちているんだな、ここで頑張らなければいけませんよねというのが理解できるのかなと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

地域力が落ちているというのは、一般的に言われております。その中の一つとして、役員の成り手が無いということもその地域力の低下というふうに感じておりますし、ただそれが自治区に移行すれば役員の成り手が確保できるのかと言われればそういうことではないということではもう重々承知しております。今回の自治区移行の一番の目的といいますのは、自治区に移行するということに伴って組織をもう一回見直していただくと。要するに、話合いの場をそこにきちんとつくっていただくと。どういうことがやっぱり自分たちの課題としてこれから生活していく上での課題として存在しているのか、それを解決していくためにはどういうふうにするといいのか、そういうきっかけをやっぱり人が集まることによって解決の道がまずは開けていくんではないかと。その積み重ねがやっぱり地域力を向上させる一番の狙いかというふうに思っています。

ですから、今回、ただ単に名前だけを変えて要するに自治区に移行してくださいということではありませんで、基本的に地域の中でのそういう話合いの場、あるいは地域のコミュニティーをきちんとどういうふうに維持していくのか、そういうことをやっぱり地域の中で考えてもらいたいということが大きな目的としてあるところです。

ですから、今まで行政が入って逆に地域の絆を分断したと。おっしゃるとおりかもしれません。行政のほうはその行事をきちんと効率的に行うことで、それが目的が達成されたというような形で評価がされておりましたけれども、基本的には行政が入ることで住民の皆さんはそれに全部お任せになってしまうと。やっぱりその過程が大事でして、行政が一方的に全部を仕切ってしまうというのは地域力を育てるということにはならないというふうに考えています。です

から、今回、自治会移行に対してもやっぱり行政はあくまで地域で自主的に話し合われる部分をサポートしていくということに徹していくべきだというふうに考えております。

ですから、今後、行政はあくまで住民の皆さんが主体的に取り組まれることをサポートすることに徹することが一番重要じゃないかなというふうに考えています。その点について、地域のほうでの話し合いを活発にさせていただきたいというふうに願っているところです。

以上でございます。

議長 質問の途中ですので、ただ通告の時間が過ぎましたが、ちょっと議論がまだ帰結しておりませんので、10分程度の時間の延長をしたいというふうに思いますので、続けて質問をお願いいたします。

地域力について、3回目の質問ございますか。小畠裕司議員。

小畠裕司議員 ありがとうございます。

今日、傍聴席のほうにもお見えになっていらっしゃる上牟田口の方々がいらっしゃいます。よどまつりとか、結構地域で活発に事業をされて絆を深めていらっしゃるところもあるかと思えます。地域力が落ちている、危惧されるという、絶滅危惧種みたいな話で、もう既に現在進行形の話をしてあると思うんですよ。だけど、やっぱり一生懸命頑張っている地区もありますので、ここはここでちゃんと認めていただいて、頑張っている地域もありますよね、その中で人口減少なり成り手不足がありますので、今のうちの体制を取っておったほうがいいんじゃないですかという言い方をしないと、危惧される危惧されると、もう何か現在進行形で地域力が低下しているような話になっちゃうと

思っております。これはあくまでも意見としてお聞きしていただきたいと思
います。

次に。よろしいでしょうか。

議長　それでは、最後に、活動事業計画の中でのスクラップ部分についての
再質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　すみません。最後です。

令和2年12月定例議会の私の一般質問の中においても、今後のダウンサイ
ジング、それからスクラップ・アンド・ビルドについてのご検討をお願いした
いという質問をいたしました。このときは主にアクアスの件でお尋ねしたかと
思います。町長の回答として、総合計画の趣旨に基づいて運営面も兼ね合いも
出てきますので、そういう部分についてはしっかりと検討し、早めに方向性を
出してまいりたいと思いますという答えがありました。また、早めに方向性を
出さんといかんということでしたのでと、ずっと答えてきてなかなか具体的な
結論に至っていないというのは大変申し訳ないですけれども、やっぱりなか
かというような話が、延々と言うたら申し訳ない、されてありました。

今回、スクラップ・アンド・ビルド、中島宗昭議員、それから益田議員のほ
うでもアクアスの件についてありましたが、ここはここでハード面なんで検討
していただきたいと思います。今回私が言っているのは、ソフト面でスクラッ
プ・アンド・ビルドですが、自治総合計画の中でこれから行う計画が先行し、
廃止する事業の具体的な案が出ないまま行うのでしょうか。昨日、ここ　い
らっしゃいますけれども、SIM研修を行わせていただきました。非常に面白
かったということで、昨日の益田議員の話の中にもありましたけれども、まず

こういう事業をやりたい、だからこの事業とこの事業とこの事業と色々な事業がありますがどこを切りますかというのも選択肢が出てくるんですよ。行政の皆さん、そこで一生懸命悩んでいらっしゃるんだろうと思います。今まで事業をやりますやりますがいっぱい出てきております。なんちゃ何切るのかという話で、先ほどの副町長の答弁の中では福祉事業、それから保育事業というような話を具体的に、例えばの話なんでしょうけれども、切るというところまではなりません、選択肢はもうちょっと広げていただかないと、何かちょっとおかしな話になってくるんじゃないのかなと。スクラップの部分というのをもうちょっと明確に示していただかないと、何をつくるんでこれとこれを減らしますよ、それを3月の予算審査のときにいきなりぽんと出されてもなかなか我々検討する余地もないというところなんです。だから、もう少し早めに何か資料を出していただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 すみません。小島議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

小島議員ご存じのように、これまでの町の事業の在り方というのは、今までやってきたことをずっと踏襲しながら新しい課題に取り組んできた。そういう中で、どんどん事業自体が膨らんできている。その中で、やっぱり職員も手に負えなくなって足りなくなっているという状況もあるし、予算的にもやっぱり厳しくなっている、そういう背景があるということをもまずご承知おきいただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、やっぱりこれをどうスクラップ、新しい課題には当

然取り組んでいく必要があります、もうこれだけ社会の変化が早いわけですから。だけど、じゃずっと今まで取り組んできた事業をやりながら新しい事業に取り組んできたらずっと膨らんでくるばかりで職員もどんどん増やさんといかんし予算も増やさないといけないという形になってくるので、そこについてどうしていくかという仕組みを今度つくったというふうにご理解いただきたい。基本的に、一つ一つの事業についてその事業の効果、予算であるとか人手であるとか、そういうことをつぎ込んだことの結果がちゃんと出ているのかというのをしっかり検証しながら、少なくとも3年ごとにどうするのか、継続するのか、拡大するのか、縮小するのか、廃止するのか、その判断を常にしていくというそういう仕組みをつくったというふうにご承知おきいただきたい。その中で、やっぱり当然限られた予算でもありますし、限られた人材でもあり、その中で事業の優先順位をつけて、当然優先順位の低いものについては縮小するなり廃止を検討せざるを得ないという、そういうような仕組みをつくったんですけれども、ただこれまでの行政の仕事の在り方でいくとスクラップというのはなかなか難しいですね。議員おっしゃるとおりだと思います。スクラップというのはなかなか取り組めない。やっぱり今までやってきた事業を切るというのは、恐らく住民生活に何らかの部分で影響してくるわけですから、なかなか切るというのは難しいんですけれども、でもそれはそれでやっぱりしっかり検証しながらやっていかなければならない。その仕組みをつくったというところ、その仕組みを今回の自治総合計画の中に入れたということをご承知おきいただきたい。これがすぐ、もう今年からじゃこれとこれをスクラップします、これとこれをビルドしますとか、そういう話ではないんじゃないかなと。それはしっかり私たちに検証させていただきたいと、それはもう責任持ってやりますので検証させていただきたいと。その分について、議会のほうにも必要な報告は

させていただきたいというふうに考えているところでありますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長　それでは、本件について最後の質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　スクラップ・アンド・ビルドの話もそうなんですけれども、総合的に、今回副町長にばかり答弁を求めてまいりました。その一つの理由とすれば、町長がアクセル踏んで副町長まで一緒にアクセルを踏んでしまうと暴走してしまうのじゃないかと思っております。副町長の役目というのは、やはり町長がアクセルを踏み過ぎたときには横でサイドブレーキなり、それ危ないよと言うのがいるんじゃないかと思っておりますので、あえて今日は町長の答弁を求めなかったんですけれども、副町長にお願いでございます。町長がアクセルを踏み過ぎたときには必ずしっかり横でブレーキを踏む、右に曲がらないかん所を左に曲がろうとしたら必ず止まって、もう一回左右確認していただくというのが必要なのかなという気がしております。やはりそれを町長に言えるのは副町長しかいらっしやいませんで、それをしっかりと副町長に役目を果たしていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

議長　以上で、11番、小島裕司議員の一般質問を終わります。

それでは、最後に、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　5番、古賀靖子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、学校給食は楽しいもの、おいしいもの、また楽しみなものと児童・生徒に感じてもらいたいと思い、6月に続き、2回目となる学校給食補助金の増額について質問いたします。

6月の一般質問の繰り返しになりますが、学校給食は、朝ご飯抜きで学校に登校したり、貧困などの家庭環境が原因で家庭での食事に偏りがあるなど、成長期の子供たちにとって重要な栄養素を取る大事な食事になります。また、学校給食は食事の正しい知識、季節や伝統的な食文化を学ぶなど、食育という教育の一環として明確に位置づけされています。つまり、学校給食は栄養を補うだけではなく、子供の心身まで支える重要な役割を担っていると言えます。

6月の一般質問に対し、教育長から、どのくらいの給食費が必要なのか、町の補助金、助成金はどのくらい可能なのか、保護者の負担をどうするかを学校給食共同調理場運営委員会で協議し、町へ提議していききたいとの答弁をいただいております。筑後地区で最も安い本町の給食費は、小学校で3,900円、そのうち町の補助金200円、中学校で4,800円、そのうち町の補助金は400円です。今年は秋から小麦や食品、油の価格高騰により、給食で使用しているマーガリンやマヨネーズなどの値上げが続き、さらに給食費を圧迫していると懸念されます。既に給食センターの職員の方の努力だけでは限界にきています。このことを踏まえて、2点お尋ねいたします。

1点目、学校給食共同調理場運営委員会は開催されましたでしょうか。また、開催されたとき、どのような協議をされたのかをお尋ねいたします。

2点目、給食費補助金についての本町の見解をお尋ねいたします。

以上2点です。

議長　それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長　答弁をいたす前に、答弁書は下から3行目の訂正をお願いいたします。委員会の人数が「9名」となっておりますが、正しくは「11名」です。訂正しておわび申し上げます。

初めに、古賀靖子議員におかれましては、これまで児童・生徒の心身の健全な発達のために安全でおいしい給食の実施に向けた積極的なご意見を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校給食共同調理場運営委員会（以下、運営委員会）の開催状況及び審議内容についてご報告いたします。

運営委員会の委員は、大木町学校給食共同調理場設置条例第6条に基づきまして、教育委員会から委嘱されました町内3小学校と大木中学校の各校の校長とPTA会長並びに町議会議員代表3名の11名の構成となっております。

運営委員会の任務は、運営委員会規則第2条に、所長——これは教育長が当たっておりますが、所長の諮問に応じ、学校給食センター運営に関する業務のうち、重要と思われるものについて審議するとあり、主に学校給食会計の収支報告や学校給食物資納入予定業者の確認等を年度末に開催する運営委員会において審議されております。

令和2年度末の運営委員会では、給食費の改定に向けて、近隣自治体の給食費の状況や本町の年度別給食会計収支状況を踏まえた給食費値上げの必要性について確認をしていただいたところです。また、学校給食の牛乳の容器が瓶から紙パックに変更されることになり、牛乳の紙パックの処理方法についても検討されました。

今年度の運営委員会は、去る11月4日に開催され、給食費値上げの必要性和新たな給食費の設定額について審議されました。

運営委員会では、まず給食センター事務長より、近年の単年度給食費収支状況の悪化と減少傾向にある繰越金の状況について説明がされました。続いて、栄養教諭からは、学校給食には学校給食摂取基準によって成長期の児童・生徒の健全な成長に必要な栄養価の基準が決まっていること、そのため学校給食は家庭では取りにくい食事内容を工夫して栄養価の基準を満たすよう努力しており、限られた給食費の中で、できるだけ価格の安い原材料費を使ったり、献立の品数を減らしたりしている実情が報告されました。加えて、小麦粉や油等の食材の値上げや輸送費の値上がりにより、令和4年度の給食物資の値上がりが予想されるため、強い危機感が訴えられました。

また、委員の皆様から給食の献立の品数を減らさざるを得ない実態から、「学校給食で栄養を取っている子供も多いのではないかと、そのためにも品数を増やして献立が充実することを望みたい、そのためには給食費の値上げには同意する」との意見が出されました。

ただ、給食費の補助金につきましては、町のビジョンとして、子育て世代が子育てしやすいまちづくりを推進していくために補助金の増額を求める意見も出されましたが、町の財政状況を踏まえて慎重に決定すべきとの意見も出されました。

令和4年度の給食につきましては、南筑後管内各自治体の平均値に基づいて、小学校は現在より400円増額の4,100円、中学校は500円増額の4,900円に設定することが適切との合意をいただきました。

次に、2点目の給食費補助金に関する見解を述べさせていただきます。

学校給食法第11条（経費の負担）には、「学校給食の実施に必要な施設及

び設備に要する経費ならびに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とする」とあり、同11条の2では、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする」とあります。

しかしながら、大木町では、平成29年度からは児童・生徒1人当たり毎月200円の補助をしており、令和2年度は総額286万円、令和3年度は総額385万円の予算を計上して保護者の経費負担の軽減を図っているところです。なお、給食費の補助を実施している自治体は、南筑後管内8自治体では大木町と柳川市であります。

また、平成29年度から義務教育内第3子以下の給食費を全額補助する多子世帯を支援する給食費補助事業を実施しており、令和3年度は429万円を計上しているところです。

給食費の補助金には該当しませんが、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、就学援助を受けている児童・生徒の給食費を全額負担しております。令和3年度は、およそ880万円を計上して、家庭の経済状況にかかわらず、全ての児童・生徒が安心して栄養バランスの取れたおいしい給食を取ることができるよう努めているところです。

給食費補助金については、町の財政状況に鑑みて、児童・生徒1人当たりの給食費を補填する補助金、多子世帯や経済的困窮家庭を支援する補助金などの保護者負担軽減の視点に加えて、大木町で取れた新鮮な食材や作り手の思いが伝わる食材を提供する地産地消の推進の視点からの補助金等も考えられ、総合的な視点で検討していく必要があると考えます。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されており、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事の在り方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深めるなど、食に関する指導の場として重要な役割を持っております。この狙いが生かされるよう、今後も学校給食の充実に向けて適切な給食費の在り方について検討してまいります。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1つ目の学校給食共同調理場運営委員会の開催、また何を審議したのかについての再質問はございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　北原教育長、ご答弁ありがとうございました。

運営委員会で給食費の値上げの必要性和新たな給食費の設定について審議していただいたことが分かりました。

そこで、運営委員会で最初に説明があったという単年度給食費収支状況の悪化と繰越金の状況の内容の説明をお願いいたします。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長　古賀靖子議員の再質問に答弁いたします。

給食費、ここにある資料ですが、平成25年度から令和2年度までの給食費ですが、給食費の収入およそ6,300万円ほど毎年あります。支出が平成25年からおよそ6,400万、6,500万ほどあります。つまりこの保護者負担と支出だけを見ますと単年度収支はマイナスでございます。それに加えま

して、大木町からの補助金として、現在、牛乳瓶も今年から牛乳パックに変わりましたけれども、牛乳瓶の使用ということで牛乳瓶を使用する場合は運搬とか、あとの洗浄とか、コストがかさんでおりますので、これに対しまして60万ほどの補助を頂いて、それから先ほど申しました地産地消の推進ということで、これでも50万から60万ほど補助を頂きました。そして、平成29年度からは1人当たり200円の補助ということでしております。

それをもってしまして、この収支ですが、平成29年度、これが30万円ほどの残、平成30年度は189万、約190万円の残、しかし令和元年度はやっぱり110万、109万円ほどの不足、令和2年度は55万円の不足、単年度収支の中では、このように町の補助金等を出ているんですが、少しずつ少しずつ収支が悪化しているという状況でございます。これにつきまして、この不足分はこれまでの給食費の繰越金を充てておったわけで、これも前年度繰越金が平成28年度は550万ほどあったわけですが、平成29年度は250万、令和元年度は470万ですけれども令和2年度は360万。この三、四年間で約190万円ほど繰越金も少しずつ少しずつ減ってきているという現状でございます。

給食費、繰越金があればいいじゃないかというご意見もあるかもしれませんが、この4月の給食費というのが、やっぱり給食費を徴収しませんので、ある程度の額がないと4月の給食の運営ができない状況でございますので、給食費の支払い状況を理解した上で、この収支状況をご理解していただきたいと思えます。申し上げますと、町の補助金をもってしてもマイナス状況が増えており、繰越金等も少しずつ減ってきていると、こういう実態でございます。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、本件について3回目の質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　繰越金がもう年々減るということで、もうすぐゼロになってしまうということで、本当に心配しております。運営委員会の審議では、子供たちに献立の充実した給食を食べてほしい、また学校給食は様々な家庭環境が原因で家庭の食事に偏りがあるなど、成長期の子供たちにとって重要な栄養素を取る大事な食事であるとの観点からも、給食費の値上げはやむを得ないということで決まったということで理解しました。

6月に一般質問したとき、資料として提出した写真を覚えていらっしゃいますでしょうか。牛肉が豚肉になり、豚肉がミンチに変わって、1品ずつ給食の献立も減っていったという状況。あの献立の推移から考えましても、給食費の値上げは必要なんだなというふうに感じております。

そこで再々質問です。

最初の答弁で、学校給食を充実させるためには現在の金額より小学校は400円増、年間で4,400円、中学校は500円増、年間5,500円が適切との合意を得たということですね。この金額に対して、運営委員会では町からの補助金についてどのような意見があったか、あれば教えてください。お願いいたします。

議長　北原教育長。

教育長　古賀靖子議員のご質問に答弁いたします。

まず、運営委員会の中で、先ほどご紹介されました給食メニューの変化につきまして、特にPTA会長様——保護者代表に当たられますけれども、食パン

にマーガリンがついていないんですかと、食パンにジャムがついていないんですか、そういう場合があるんですか。自分の小さい頃はどここのマーガリン懐かしいなということで、子供たちがやっぱりそういったものがないと喉が通りにくいという声も聞いていますよと言われてまして、やっぱり子供たちがおいしいと、そしてメニューが豊かになれば給食費を値上げしてでも、まず子供たちが楽しんで食べられる給食をぜひ準備してくださいということをお願いしました。

ただ、やっぱりこの400円と500円、額として大きいですね。非常に値上がり幅を負担に感じられる保護者が多いと思います。私としては、南筑後管内の平均値ですよと申し上げても、今までがこの4,700円と4,900円ですか、4,700円と4,400円ですね、これで行ってきた中で上げ幅が非常に大きいということは負担になると思いますが、大木町は子育てしやすいと聞いていますよと、友達もそう言っていると。それならば、この負担額をできるだけ軽減できるような措置はないかという意見も率直にいただきました。

先ほどの答弁で申し上げましたように、やっぱり町の財政状況も鑑みて、どこまでできるかというのは、財政部局とか町長とも合い議しなければいけないということですが、現在行っている1人当たりの200円の補助、これはぜひ堅持していただきたいということで町長のほうにもお願いを申し上げたところです。ですから、実質は保護者負担400円と、それから500円になりますが、それプラス、それに加えて町からは1人当たり200円を補助することを堅持していただきたいという、そういう方向で町長のほうにも財政部局のほうにも今お願いをしているところであります。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

じゃ次の質問に移りたいと思います。給食費補助金についての見解について再質問ございますか。5番古賀靖子議員。

古賀靖子議員 200円補助していただく、ぜひお願いいたします。それがまだ分からなかったのも町長にお尋ねしたいと思って、再質問させていただきます。

教育長の答弁で、給食費補助金は本町単独支援策である全児童・生徒1人当たり毎月200円の補助、これで令和3年度は385万円、また第3子以下の給食費全額補助で令和3年度は429万円の合計で814万円になり、かなりの金額を補助していただいているというのが理解できました。この給食費補助金は、子育て世代にとって経済的に負担が軽減され、子育てしやすいまちだと実感されていると思います。実際に3人のお子さんを持っていらっしゃる保護者に尋ねましたところ、本当にありがたい、助かっていると返事が返ってきました。しかし、現在の給食費では賄えず、令和4年度より保護者が増額分を負担することになりそうです。今のちょうど教育長の発言を聞いていなかったものですから、その分が負担になるそうだなということで考えておりました。

そこで、再質問は、給食費補助の財源について質問いたします。

先月11月5日金曜日、12時からのテレビ放送「ひるおび」で大木町が紹介されました。ご存じだと思います。この番組は全国放送ですので、全国から注目されています。放送の内容は、本町の環境の取組でした。もったいない宣言の実践の町、大人も子供たちも実践し、町全体で取り組んでいると放送されています。2006年9月におおき循環センターと同時に生ごみの分別収集が始まりました。現在2021年ですので、15年間町民の皆さんは行政と一緒に

にごみ問題に取り組んでいただいたこととなります。本当の意味で協働のまちづくりだと思います。

お手元の資料を見ていただけませんか。この資料は、まちづくり課の環境グループが再生していただいている資料で、この分の上だけをピックアップしていただきました。これですね。これは生ごみ循環事業による効果の表です。平成17年から令和元年度までの削減の金額が分かります。この表では、年間平均2,800万円ですが、削減になっていると表示されております。番組の「ひるおび」では2,700万円と放送されていまして。この削減できた金額から、2013年は町内の小学校、中学校の教室にエアコンを設置していただいております。また、2019年には中学3年生までの医療費無料化を実施していただいております。番組では、素晴らしい取組だと褒めてありました。町民としては誇らしい思いであります。

そこで、毎年削減できるこの仕組みから、ぜひ本町の未来を担う子供たちへさらに給食費補助として使っていただけないかという提案です。そうすることで、町民全員で今まで以上にごみ分別に取り組む、削減できた分を子供たちへ回すことができる、環境に取り組むことで自然に子育て支援できるまちになる、よりよい循環ができ、ますます全国的に注目が集まると思います。例えば、1人100円、200円でも、児童・生徒、今大体1,500人いらっしゃいます。そうすると、100円であれば年間165万円をこちらのほうに回していただければ本当に子供たち、大人を含め、一層励んでくださるのではないかと思います。

そういうこと、町長のこのところの見解をお尋ね申し上げます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長　古賀議員のほうから貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。本当に協働のまちづくりという視点でご意見、ご提案をいただきました。協働のまちづくりは、本当に大木町、人口約1万4,000人の小さなまち、これから本当にいろいろ課題が出てくる中で最も大事な考え方というか、方向性じゃないかと思っています。この協働のまちづくりがまさに大木町の強みだ、これをしっかり強くしていくこと、強めていくことが大木町が本当にこれから発展していくポイントになってくるというふうに思っております。

そういう意味では、生ごみ分別事業は協働のまちづくりの一つの柱の事業でありますし、先ほどの小島議員のご質問にありました自治会設立もやっぱり町民の皆さんと行政と一緒にまちを発展させていく、よくしていくという意味では協働のまちづくりの一つの大きな柱の事業になってくるものだというふうに考えております。

給食費を今回やむを得ず値上げをさせていただかざるを得ないということは、教育長のほうから報告を受けております。他の自治体に比べては、恐らくそんなに高いことはないと思うんですけども、やっぱり一遍に負担が400円、500円上がるということは保護者の皆さんにとっては大きな負担になるんじゃないかということの心配と、生ごみ分別で軽減された費用を充てるということができないかという、そういうご提案だったかというふうに思います。

学校給食費の負担の問題の原則は、やっぱり給食材料費は保護者の方にご負担をいただく、その給食を作る費用は行政が持つというのが原則だと思うんですね。これはやっぱり壊せないと思います。やっぱりもちろん保護者の皆さんにとってみれば給食費は安いほうがいいわけですし、幾らでも補助したほうがもちろん助かれるとは思いますが、給食費に関しましても第3子は

無料にしているとか、あと子育てについてもいろいろ対応させていただいてますので、給食費に関しては基本的にはこの原則はしっかり堅持していかないといけないのかなというふうに思っています。

ただ、急に負担が大きくなるというところで、一時的に若干でもご支援できないのかなというところは経過措置として検討できるのかなと。ただ、これもちょっと財政のほうとも教育委員会のほうともどうなのか少ししっかり協議をさせていただくと。将来的に例えば補助金200円を300円にしますよ、400円にしますよというのはちょっとやっぱりずっと負担が続くのでそれはなかなか厳しいのかなというふうに思っていますけれども、そういうところはちょっと財政のほうとも協議をして検討させていただくということで、今日のお答えは控えさせていただきたいと思います。

それと、年間2,700万円、生ごみ収集で、これは平成18年のくるんができる前に比べるとごみ処理費総額よりもそれだけ減額をされた、これはまさに町民の皆さんとの協働の成果というか、実の部分であります。この費用を使って、例えば図書館を充実するとか、子育てを充実するとか、そういう抽象的な形では町民の皆さんにご説明してきましたけれども、前からご指摘いただいていたんですけれども、この2,700万浮いた部分をじゃ具体的にどこに使っているんだということを町民の皆さんにお示したほうが、例えば生ごみ分別をされている方も、あ、自分たちが頑張って、例えばごみを分別して処理費を下げればその分についてはここに返ってくるんだなということを少し具体的にお示したほうが議員ご指摘のようなつながりというか、分別がここに跳ね返ってくる、そういうようなつながりを持って協働がさらに推進されていくのではないかとご指摘はそのとおりだと思いますので、この財源をどう充てているんだというのは、町の考え方としては示していくということも1つの

有効な方法かなということでも今考えさせていただいたところでもありますので、そういうことも含めて考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長　それでは、給食費の補助に関する見解について、最後の質問ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　質問ではありませんが、せっかくその浮いたお金をどこに使うということを公表されるのであれば、ぜひ子供たちのほうに使っていただきたいというのをもう一度念を押したいと思います。

それと、町長がよくおっしゃっている将来の子供たちにツケを残さないとおっしゃいますが、今の子供たちにもぜひ目を向けていただいて、今の子供たちが将来は親になるわけですから、どんなに町のほうから支援をしていただいたかということは、また返ってくるはずだと私は思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

すみません、続けて。これはちょっと調べた中で分かったんですが、今独自に支援をしているのが柳川市ということになっておりますが、実は柳川市が令和2年から学校の給食を全部市が行っているんですよ。市が徴収してあります。その中で、もし回収できなかつたら児童手当の中から振り替えるということで、100%回収ができているということだそうです。といいますと、先ほど財源がだんだん少なくなっているということは必ずもう市が全部お金あとは払っているということだそうです、給食費で賄えなかつたら。そういうことも将来的には考えていかななくてはいけないのかなというのが1つです。

もう一つ、子供たちに4月に入学するときに学校の教育課から、こういう大

木町学校給食補助金交付申請書というのがあるそうです。これも1人当たり2000円補助しますよ、2人目も2000円ですよ、3人目は4万2,900円——これは小学校ですけれども、4万2,900円補助しますというのを、これを保護者の方がサインされるそうなんです。私も保護者の方に聞いて、これちゃんと見ていらっしゃいますかと。ありがたいとおっしゃっているんですけども、これは町独自で支援していただいているんですよということを言って、最初のうちは本当にありがたいというふうに思ってたんですけど、年々、あ、また来たなというふうにサインだけされていると、数字も書かないことがあるというふうにおっしゃっていました。やっぱりだんだんそういうふうになっていくんだなというふうに思いますので、どこかにこれは町独自の支援策ですと大きく書いていただいて、ああよかったな、大木町に住んでと思っていただけるように何かPRをしていただければ保護者の方も随分理解が深まると思いますので。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

議長 念押しと柳川市の取組の紹介、また保護者に配布されている用紙の書式に対するアドバイスということで、答弁は結構ですか。

古賀靖子議員 はい。大丈夫です。

議長 それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長 古賀靖子議員の最後のご意見に対しまして、答弁といたしますか、私の考えを述べさせていただきます。

町からそれぞれ必要な方に必要な支援——経済的支援もありますけれども、しておりますが、その意味なり内容をしっかり理解していただきたいという古賀議員のお願いだと思っております。私も、今回の自治総合計画の中で、子育て支援のところでは子育てしやすく子供が元気に輝くまちという理念を上げているんです。その中で、悩みや不安を抱える保護者に対して寄り添い、顔の見える支援を、そしてそれとして出産、子育てができる、しやすい、そういうまちづくりしようという理念をしております。顔の見えるというのは、やっぱり住民の方、保護者の方の思いや願いを私、行政の側がしっかり酌み取れるということと、もう一点、この補助金等に込められました私たちの思いとか願いを保護者の方が酌んでいただく、そういったものが顔の見えるんじゃないかなと私、改めてこの自治総合計画の理念を見直していたところです。

例えば、給食費ではありませんけれども、1年生、毎年おけいこ道具を購入してもらっておりましたけれども、昨年と今年でこれは公費で賄うということで、これも保護者負担軽減というのがありますけれども、本当は本町のもったいない宣言、使えるものはきちっと使おうと、大事に使おうという、そういう私どもの思いの表れでもありますので、そういったことも含めて、施策の中に込められた、私たちの補助金等に込められた思いも保護者の方には理解していただくように今後努めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

議長　それでは、以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

日程第2、大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付

しております本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第3、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しておりますとおり、所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番、野口裕子議員、3番、原田勝議員、お二人を指名いたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第6回大木町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 10時58分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

3 番 原 田 勝

2 番 野 口 裕 子